

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成28年1月7日(2016.1.7)

【公開番号】特開2015-163235(P2015-163235A)

【公開日】平成27年9月10日(2015.9.10)

【年通号数】公開・登録公報2015-057

【出願番号】特願2015-94873(P2015-94873)

【国際特許分類】

A 6 1 M 16/04 (2006.01)

【F I】

A 6 1 M 16/04 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月16日(2015.11.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも1つの気道チューブと、前記少なくとも1つの気道チューブの一方の端部にて担持されるマスクとを備える、患者の肺の換気を促進するための人工気道装置であって、

前記マスクは、喉頭口の外周の周りに封止部を形成するように、患者の喉頭後方の実質および潜在的な空間に相応し、且つ合致することが可能な周囲構成を有し、前記周囲構成は、前記マスクの中空の内部または内腔、および前記マスクの前記内腔内へと開く前記少なくとも1つの気道チューブを取り囲むものであり、

また食道を離れる胃の中の物体の排出のために、前記マスクは、患者の前記咽頭内に空間を供給し、前記空間は、前記マスクの本体内部の前記マスクの内包量であり、マスクの遠位端に円形の入口を、マスクの後端部に出口を有し、この出口は、上部食道括約筋から出るいかなる流体の圧力の大幅な上昇にも影響を与えるのに十分な大きさを供給する一方で、喉頭の孔の周りに所用の封止部を維持する膨張可能なマスク形状をもたらすために、マスクの長軸に対して垂直の平面内で入口より大きい断面積を有する、人工気道装置。

【請求項2】

前記周囲構成が前記喉頭口の周りに前記封止部を形成したときに、前記マスクは、前記咽頭内に空間を生じるための配設が成されるものである請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記空間を生むために、前記マスクは1の状態と2の状態との間で移動可能な部位を具備する請求項1または請求項2に記載の装置。

【請求項4】

前記マスクは前記周囲構成によって囲まれる裏板を備え、前記周囲構成は前記裏板の両側で前記空間を生むと共に封止をもたらすために横方向に移動可能である請求項3に記載の装置。

【請求項5】

前記周囲構成は、一対の側面の羽で、前記裏板のそれぞれの側部に取り付けられる羽で、前記空間を生むと共に封止をもたらすために、移動可能である羽を含む請求項4記載の装置。

【請求項6】

前記空間は、柔軟な壁部を有する折りたたみ可能なシースによって画成される請求項 1に記載の装置。

【請求項 7】

前記周囲構成が、膨張可能なカフである前記請求項1 ~ 6の何れかの項に記載の装置。

【請求項 8】

前記周囲構成が、膨張不可能なカフである前記請求項1 ~ 6の何れかの項に記載の装置。

【請求項 9】

前記入口が、折りたたみ可能なリングを含む請求項1 ~ 8の何れかの項に記載の装置。

【請求項 10】

前記入口がU字形構造を含む請求項1 ~ 8の何れかの項に記載の装置。

【請求項 11】

既に患者に挿入されたある装置の部分の受け入れ用の手段で、患者に挿入された前記装置の部分に沿わせて該人工気道装置をスライドさせることによって、前記人工気道装置の前記挿入を促進することの手段を含む請求項1 ~ 10の何れかの項に記載の装置。

【請求項 12】

前記手段が、前記人工気道装置の外面によって画成される受容部分を含む請求項 11記載の装置。

【請求項 13】

前記受容部分が、前記人工気道装置の前記外面内に形成されたチャネルを備える請求項 12に記載の装置。